

第1章 生涯学習推進プランの概要

1 プラン策定の趣旨

三島市では、生涯学習の基本方針となる三島市生涯学習推進大綱（以下「推進大綱」という。）を平成元年11月に策定しました。推進大綱では、地域社会の教育力の向上と連帯をはかり、「豊かな自然と伝統ある文化が調和した学習都市 ふるさと・三島」を実現するために、「推進体制の整備」、「教育の基盤づくり」、「学習条件の整備」、「学習情報の提供と学習相談の実施」の4つを基本的方向とし、本市総合計画を基本にした生涯学習関連事業を積極的に推進してきました。その後、平成18年の教育基本法の改正において生涯学習の理念が新たに規定され、平成25年には第2期教育振興基本計画が策定されました。現在は、平成30年に改訂された第3期教育振興基本計画に基づき施策を進めています。

このような生涯学習を取り巻く社会情勢等へ対応した施策を推進するために、三島市では平成28年に策定した「三島市生涯学習推進プラン」の中間年次に際して、計画を見直すことにいたしました。

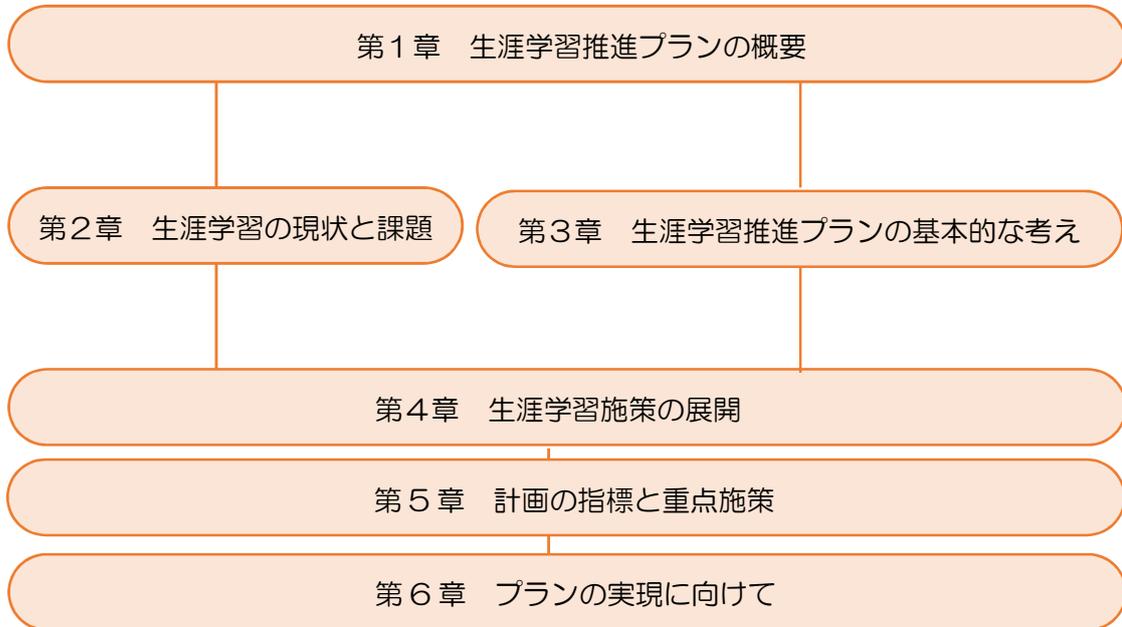
2 プランの位置付け・目的

本プランは、子どもから大人まであらゆる年代の市民を対象とし、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、国際理解、趣味などさまざまな学習活動について、団体等による活動を含め、本市の生涯学習を総合的・計画的に推進するためのものです。

また、本プランは、上位計画である「第5次三島市総合計画」や「三島市教育に関する大綱」をはじめ、本市が進めている各分野の計画（三島市学校教育振興基本計画、三島市文化振興基本計画など）に基づく事業等と、相互に連携を図りながら推進していくものであり、特に生涯学習の分野においては本プランの方向性を尊重していきます。

3 プランの構成

本プランは6つの章で構成しており、章ごとの構成は下図のようになっています。



4 計画期間

本プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。